

2009. 3

ライフサポートサードステージ3カ年プラン

障害者自立支援法はこの平成21年度に見直され、報酬単価の引き上げがおこなわれるとともに、運営の安定化に向けだいくつかの救済措置が期限付きで継続される。しかし利用負担金の問題など、まだまだ多くの課題を残したままになっている。

当法人では平成19年4月に凧日和が自立支援法に基づく就労継続支援B型事業を実施し、この4月にはこなんSSNが同事業に移行する。シエスタもこの1~2年の間に移行せざるを得ない状況にある。

この障害者福祉を取り巻く大きな流れの中、就労支援の色濃い法の施行と度重なる改正により、精神保健福祉の分野も先の見えぬ状況が続いている。また、三障害一元化がすすめられることにより、精神保健福祉の社会資源やサービス量の増加が全くみえなくなってしまった。まだまだ足りない精神保健福祉の社会資源の充実を図る方策も検討する必要がある。

ここ最近、当法人各施設においては、利用希望者が増加しており、地域のネットワークによる支援が充実してきているように見える。当然こうした利用希望者のニーズに応えていくことも必要になる。同時に、退院促進事業や親の高齢化により生活の場の確保も強く求められてきている。こうした地域ニーズに応えていくことも早急に検討する課題となっている。また、各施設が現在行なっている個別支援も今一度ふり返り、地域の精神障害者があたりまえの生活を実現できるよう必要なかかわりを検討していくことも必要である。こうした問題や課題に対応するため、こなんSSN・第三期目の活動および整備目標として次のものをすすめていく。

1. 情報センターの設置

(我が国の精神保健福祉に関わる情報をいち早く収集し活動に活かすため)

2. 退院促進事業や親の高齢化に伴う生活の場の確保のため、グループホームを増設

(Dear Houseをもとに増員)

3. 利用者増に対応するため現施設を中心とした新たな活動場所の確保

(こなんSSN、凧日和)

4. 法人各施設の活動(サロン、作業)の見直しと新たな支援内容の検討